



九運保環第376号の3  
九運旅一第660号の3  
九運旅二第239号の3  
九運貨物第259号の3  
九運自監第256号の3  
平成28年11月10日

関係事業者 各位

九州運輸局 自動車技術安全部長



九州運輸局 自動車交通部長



### 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところであるが、今般、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生しました。

本件については幸い事故に至らなかったものの、先月26日には愛知県一宮市において運転者がスマートフォンでゲームアプリを操作しながら走行していた自家用トラックに小学生がはねられ死亡するという事故が発生しています。いうまでもなく、運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であり、本年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バスの信頼を回復するための様々な取り組みを行っている最中に、事業用自動車の運転者が、このような安全を軽視する行為をおこなったことは極めて遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、貴社におかれましても、引き続き、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について改めて徹底をお願い致します。